

第2次草津市多文化共生推進プラン(案)

令和 年(年) 月

はじめに

作成中

令和 年 月

草津市長

— 目 次 —

第1章 プラン策定にあたって

- 1 背景・趣旨
- 2 プランの位置づけ
- 3 計画期間

第2章 多文化共生を取り巻く現況

- 1 国の状況
- 2 滋賀県の状況
- 3 草津市の状況
- 4 草津市の現状と課題

第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

- 1 多文化共生のまちづくりの意義
- 2 基本理念と体系

第4章 多文化共生施策の展開

- 1 コミュニケーション支援
- 2 生活支援
- 3 意識啓発と社会参画支援
- 4 地域活性化の推進やグローバル化への対応

第5章 多文化共生施策の推進

- 1 それぞれの役割
- 2 推進に向けて

<資料編>

本プランにおける用語の定義

日本人住民	本市に住民登録がある日本国籍の者
在留外国人	住民登録がある外国籍の者
外国人住民	本市に居住、通勤もしくは通学する、または市内で事業を営む外国籍の者
外国人留学生等	本邦の大学等に通学している、または大学等卒業者で就職活動中の本市に居住する外国籍の者
外国人児童生徒等	国籍にかかわらず日本語を母語としない児童生徒

第1章 プラン策定に当たって

1 背景・趣旨

作成中

2 プランの位置づけ

このプランは、「草津市総合計画」を上位計画とし、令和2年(2020年)9月に総務省が示した「地域における多文化共生推進プラン(改訂)」および、令和7年(2025年)3月に滋賀県が示した「滋賀県多文化共生推進プラン(第3次改定版)」の方向性を踏まえて策定するものです。また、多文化共生に係る本市の特性や課題を整理し、関連する個別計画との整合性を図りながら、市民、市民公益活動団体、事業者等の役割や推進する取組を体系的にまとめました。

3 計画期間

令和8年(2026年)度から令和12年(2030年)度までの5年間とします。なお、計画期間内であっても経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応、定住化傾向の在留外国人の増加や国籍や在留資格の構成変化等が発生した場合には、必要に応じて見直しを行います。

《多文化共生とは》

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(平成18年(2006年)3月 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より)

第2章 多文化共生を取り巻く現況

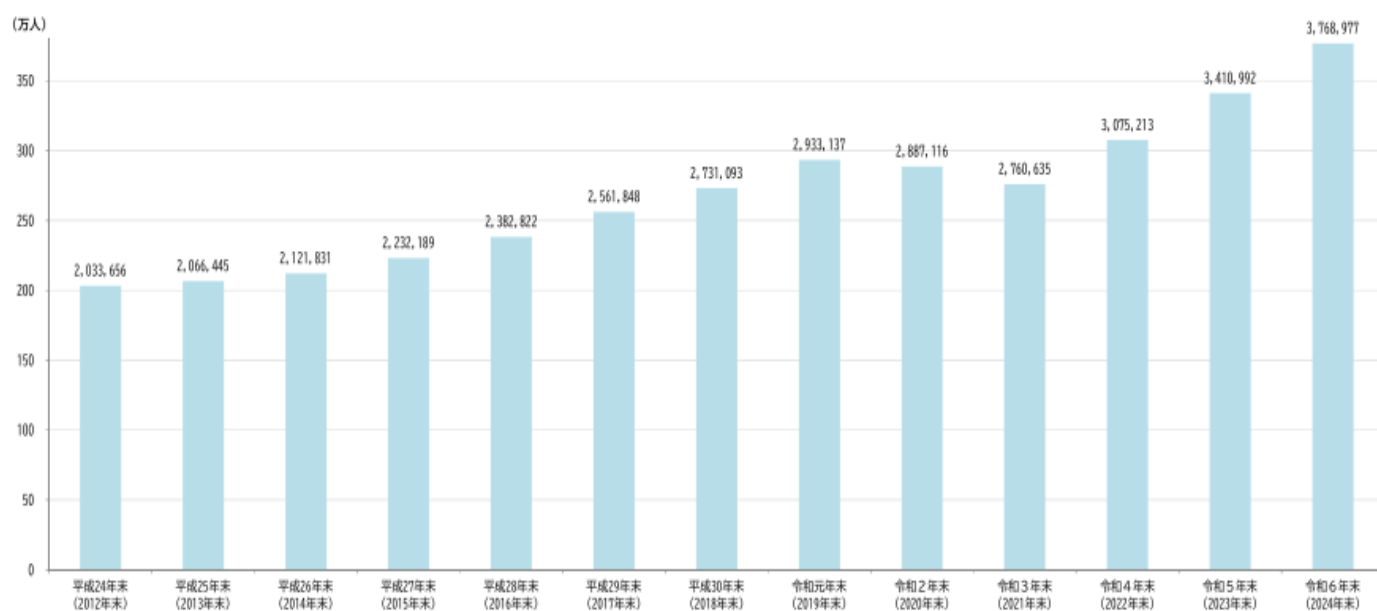
Ⅰ 国の状況

我が国における在留外国人数は、令和6年(2024年)末時点で376万8,977人（前年末比35万7,985人、10.5%増）で過去最高を更新しました。

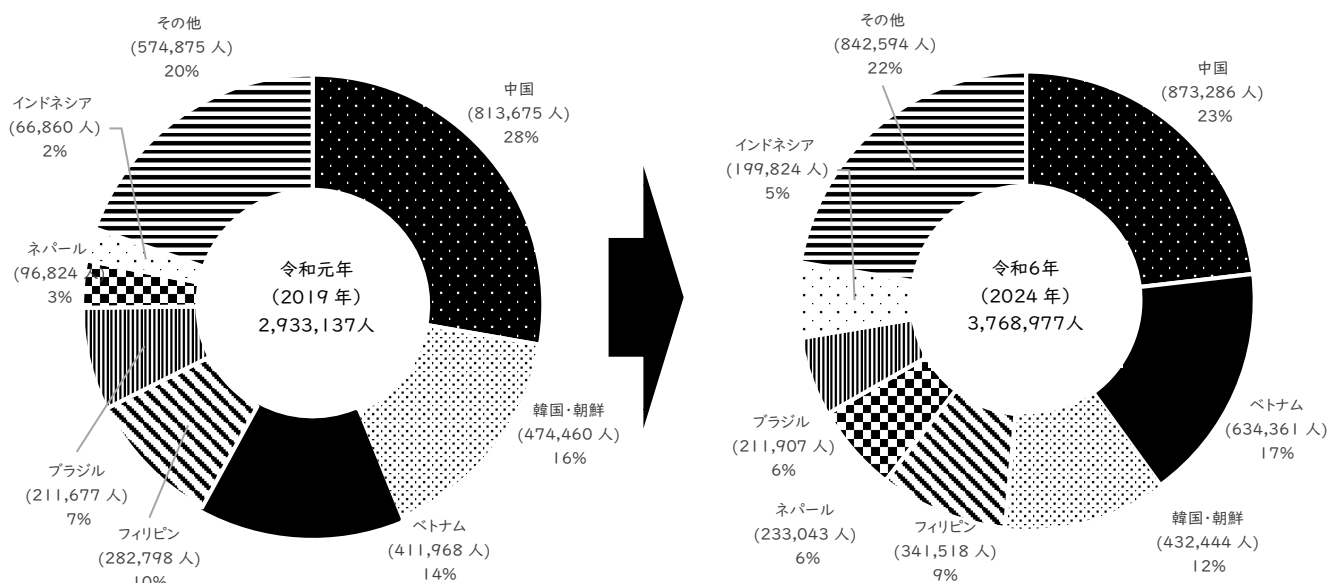
在留カードおよび特別永住者証明書上に表記された国籍・地域数は195（無国籍を除く。）で、最も多い国籍・地域は中国で873,286人（対前年末比51,448人増）、次いでベトナム634,361人（同69,335人増）、韓国409,238人（同918人減）となっています。

在留資格別では、「永住者」が918,116人（対前年末比26,547人増）と最も多く、次いで、「技能実習」が456,595人（同52,039人増）、「技術・人文知識・国際業務」が418,706人（同56,360人増）、「留学」が402,134人（同61,251人増）、「家族滞在」が305,598人（同39,578人増）と続いています。直近5年間（令和元年末から令和6年末まで）で、「特定技能」や「技術・人文知識・国際業務」の人数が大きく増加し、また、在留期間が無期限の「永住者」の人数も年々増加しています。

（在留外国人数の推移）

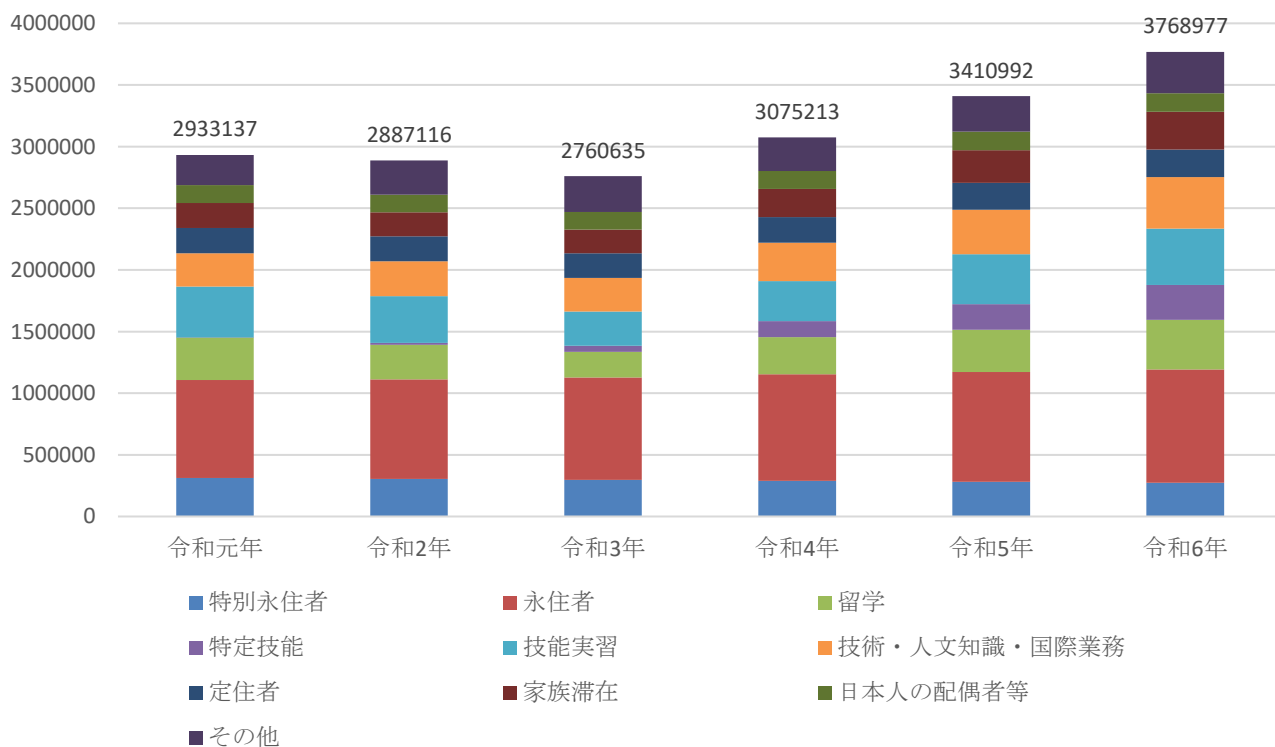


(国籍別外国人推移)



資料：出入国在留管理庁「令和6年末現在における在留外国人数について」
※端数調整の関係で100%にならないことがあります。

(在留資格別推移)



資料：出入国在留管理庁「令和6年末現在における在留外国人数について」

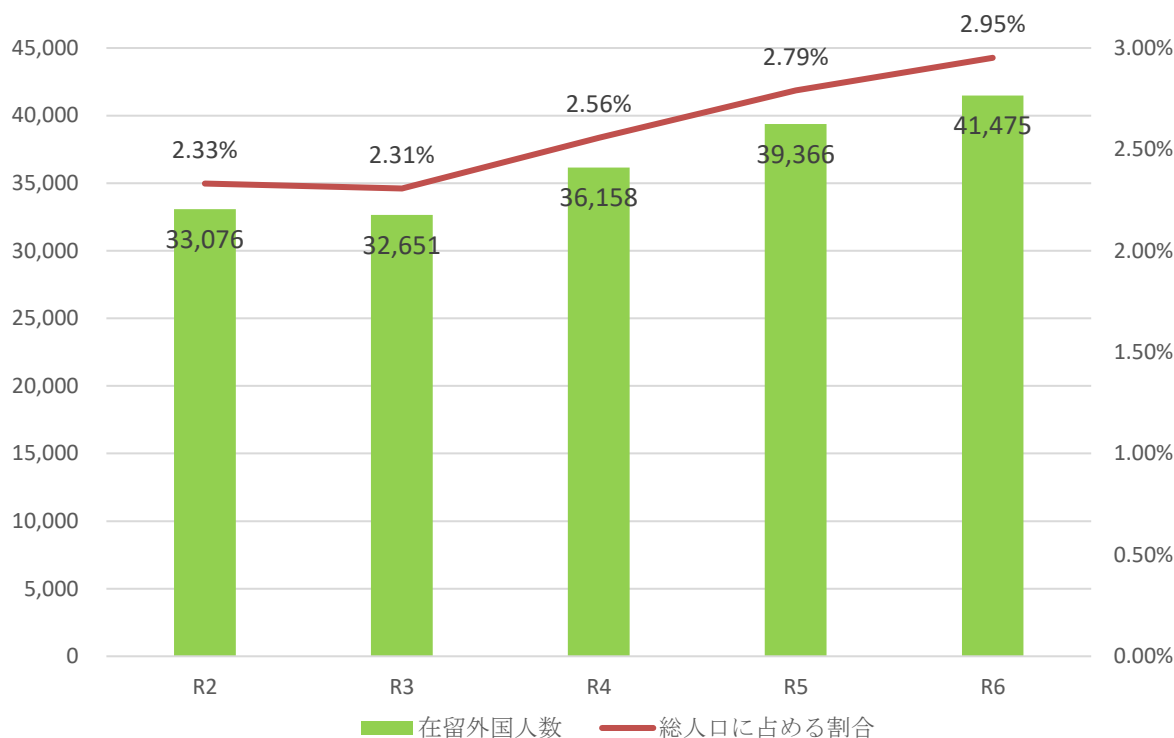
2 滋賀県の状況

令和6年(2024年)12月末時点の滋賀県の在留外国人数は41,475人で、前年の39,366人よりも2,109人、5.3%増加し、3年連続過去最多を更新しています。県全体の在留外国人数の割合は2.95%で、県民約34人にひとりが外国人となります。

在留外国人の国籍数は97か国・地域となり、国籍別では、ベトナムが10,742人(25.9%)と最も多く、次いでブラジル8,954人(21.6%)、中国4,555人(11.0%)の順となっています。対前年比で増加の大きい国籍は、ベトナム(1,157人増)、インドネシア(591人増)、ミャンマー(456人増)となっています。

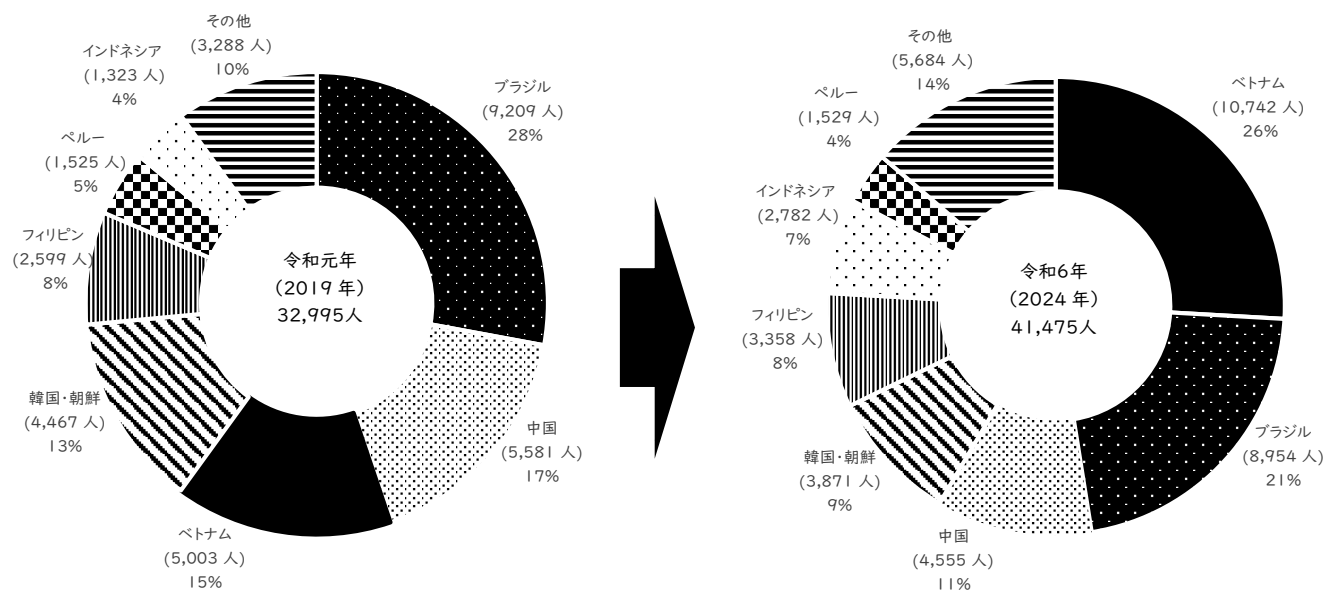
在留資格別にみると「永住者」の人数が最も多く、次いで「技能実習」、「技術・人文知識・国際業務」、「定住者」と続いています。前年対比で最も増加が大きい在留資格は「技能実習」でした。

在留外国人数の推移（各年12月末時点）



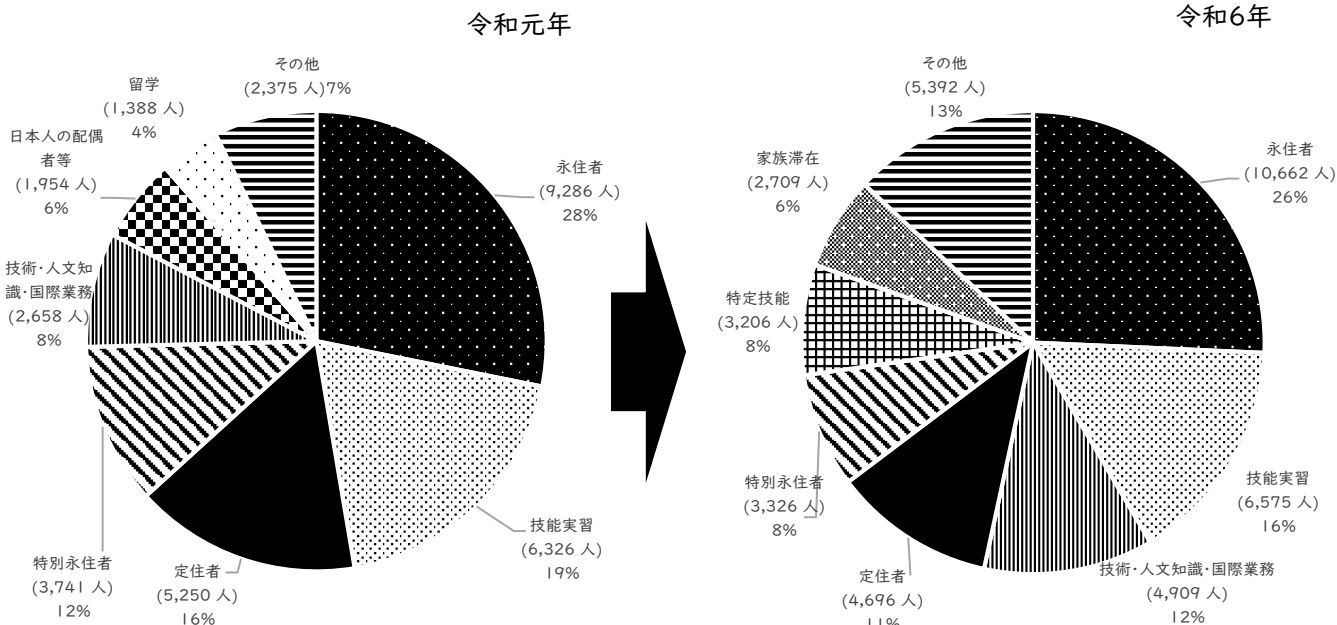
資料：滋賀県「滋賀県内の外国人人口」

(国籍別推移)



資料：滋賀県統計（各年12月末時点）

(在留資格別推移)



資料：滋賀県統計（各年12月末時点）

※市町ごとのシステム仕様上の違いや、取得時期の違いにより、国籍別人口の総数と在留資格別人口の総計が異なっています。

(県内市町別在留外国人)

	ベトナム	ブラジル	中国	韓国・ 朝鮮	フィリピン	インドネシ ア	ペルー	その他	合計	外国人の占 める割合
合 計	10,742	8,954	4,555	3,871	3,358	2,782	1,529	5,684	41,475	2.95%
割 合	25.9%	21.6%	11.0%	9.3%	8.1%	6.7%	3.7%	13.7%	100.0%	—
大津市	588	152	1,102	1,640	401	225	74	1,397	5,579	1.62%
彦根市	1,337	467	523	169	482	131	58	707	3,874	3.49%
長浜市	882	1,504	379	96	380	171	177	469	4,058	3.61%
近江八幡 市	926	337	188	148	195	151	24	262	2,231	2.72%
草津市	994	183	864	457	226	192	47	589	3,552	2.53%
守山市	315	45	213	176	97	175	47	169	1,237	1.44%
栗東市	504	245	175	174	130	202	113	189	1,732	2.46%
甲賀市	1,176	1,691	300	181	354	257	349	433	4,741	5.40%
野洲市	284	35	111	103	46	395	12	166	1,152	2.28%
湖南市	983	1,467	136	243	170	338	353	321	4,011	7.42%
高島市	286	30	63	167	43	83	0	176	848	1.88%
東近江市	1,482	1,564	238	207	545	288	171	442	4,937	4.43%
米原市	245	142	113	26	33	40	0	94	697	1.89%
日野町	334	361	44	33	38	39	24	101	974	4.71%
竜王町	56	29	26	10	15	42	5	53	236	2.10%
愛荘町	231	575	46	33	139	39	61	64	1,188	5.65%
豊郷町	59	108	20	0	41	7	0	21	260	3.65%
甲良町	40	9	10	6	11	0	6	23	109	1.70%
多賀町	20	10	0	0	12	0	0	8	59	0.80%

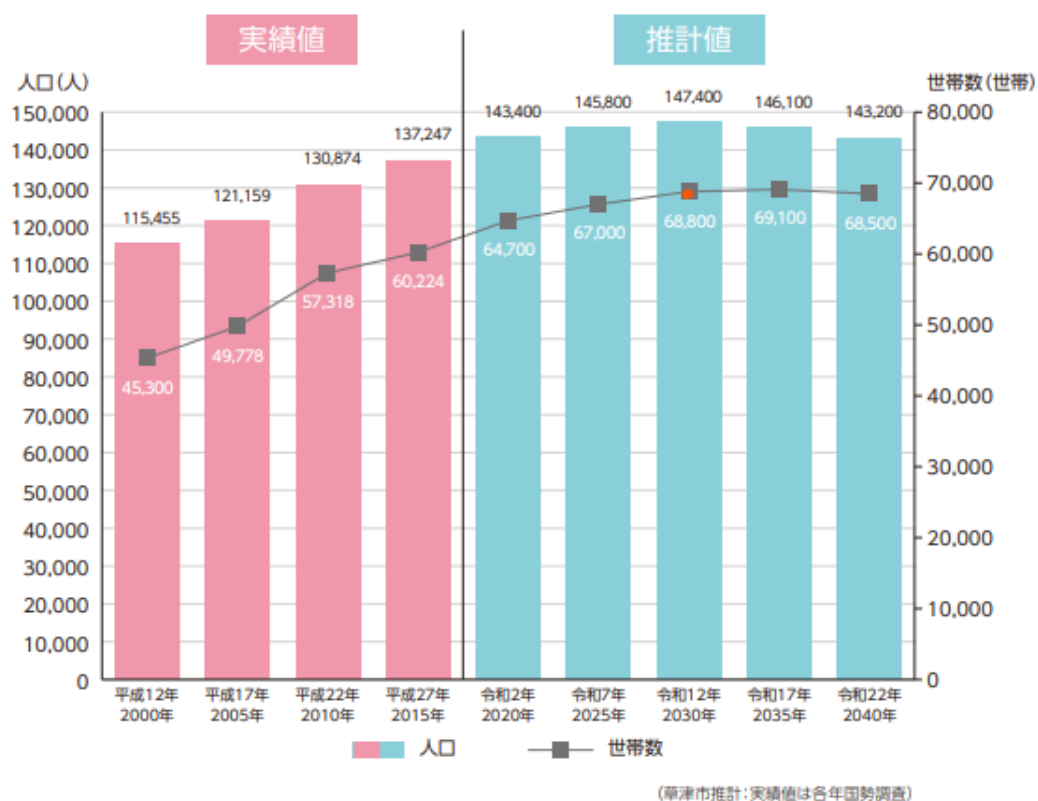
※ 0～4人の場合は「0」と表示しているため、各行、列を合計した値は必ずしも合計欄の数字と一致しませんのでご注意ください。

資料：滋賀県統計（令和6年12月末時点）

3 草津市の状況

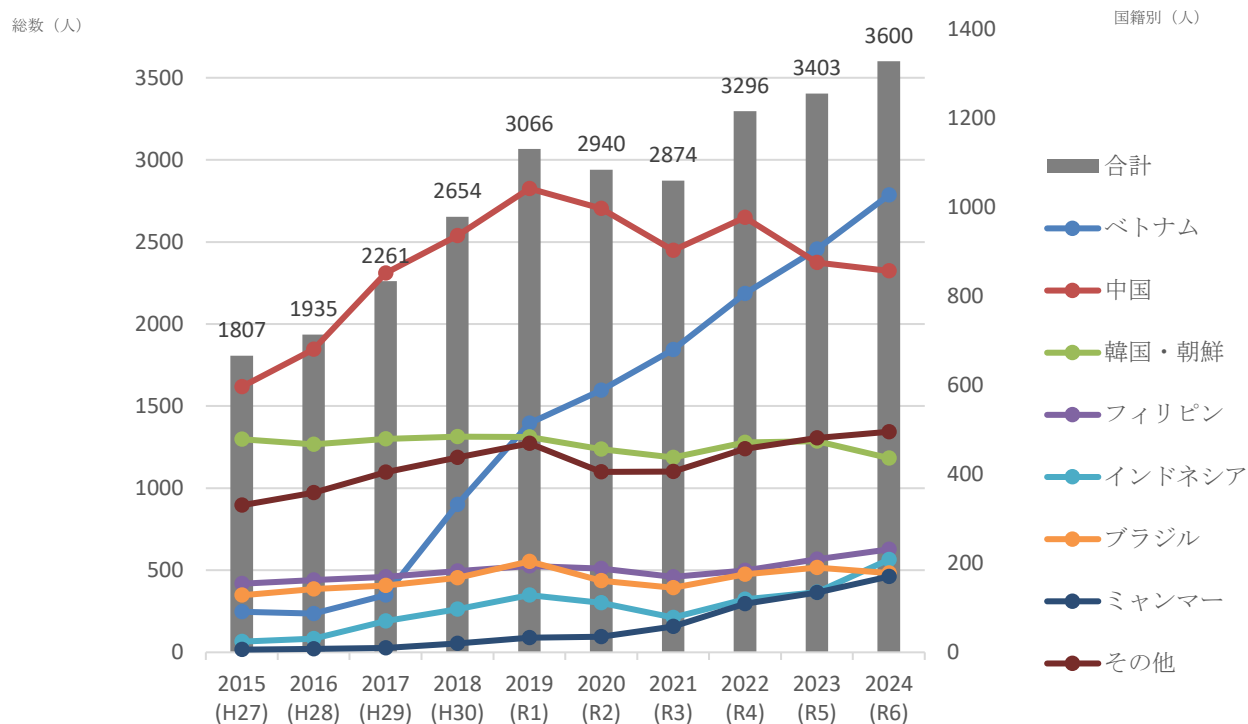
- 国全体では人口が減少局面に入っている中、本市の今後の推計では依然継続して人口は増加し、令和12年(2030年)には147,400人程度に達する見通しであり、その後は減少に転じ、令和22年(2040年)には143,200人程度になると見込まれます。また世帯数は、人口増加に伴って増加し、今後の推計では、人口のピークよりやや遅れて令和17年(2035年)がピークとなり、令和22年(2040年)には68,500世帯程度になる見込みとなっています。(図1)
- 令和7年(2025年)3月末時点、草津市の在留外国人の数は3,600人であり、コロナ禍の影響により一時減少に転じたものの、令和4年(2022年)以降再び増加傾向にあります。(図2)
- 市全体の在留外国人の割合は2.56%で、人口のおよそ39人に1人が在留外国人です。
- 在留外国人と日本人住民の年齢別人口を比べると、在留外国人は、「25-29歳」が最も多く、次いで「20-24歳」、「30-34歳」と続きます。20歳から49歳までが、全体の76.6%を占めるのが特徴です。一方で、日本人住民は、「50-54歳」が最も多く、次いで「45-49歳」、「40-44歳」と続きます。また、65歳以上の人口比率を比べると、高齢化率は日本人住民の22.9%に対し、在留外国人は5.3%と低くなっています。(図3)
- 在留外国人の国籍数は56ヶ国・地域であり、多国籍化が続いています。
- 国籍別では、ベトナム、中国、韓国・朝鮮の順に多く、これらの国籍が市内の在留外国人の約64%を占めています。近年の傾向として、東南アジア出身者が増え、特にベトナム国籍は令和元年度(2019年度)の514人から令和6年度(2024年度)には1,026人と大幅に増加しています。(図4)
- 在留資格別にみると、「永住者」と「留学」が多くなっており、特に「永住者」は令和6年度(2024年度)では最も多くなっています。また令和元年度(2019年度)と令和6年度(2024年度)を比較すると、「永住者」および「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」といった在留資格を有するものの割合が増えています。(図5)
- 日本語指導が必要な児童生徒数は平成27年(2015年)度に児童21人、生徒6人で、年度によって増減はあるものの、近年増加傾向にあります。日本語指導が必要な児童生徒数は、令和6年(2024年)度に児童30人、生徒8人となっています。(図6)

(図1) 草津市の推計人口



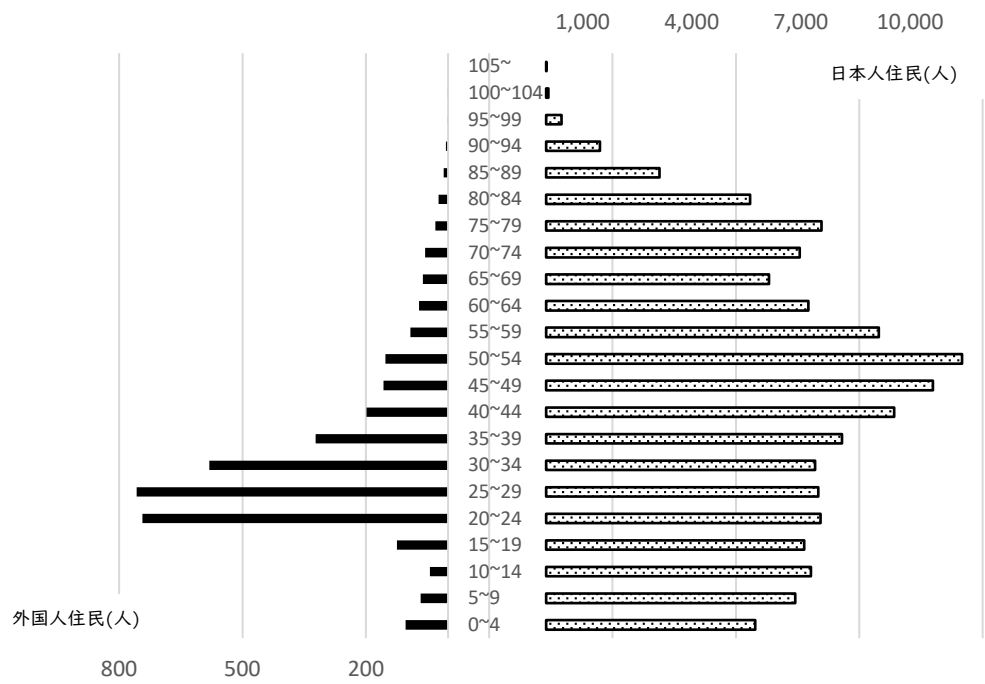
資料：草津市「第6次草津市総合計画基本構想2021-2032」

(図2) 在留外国人の推移



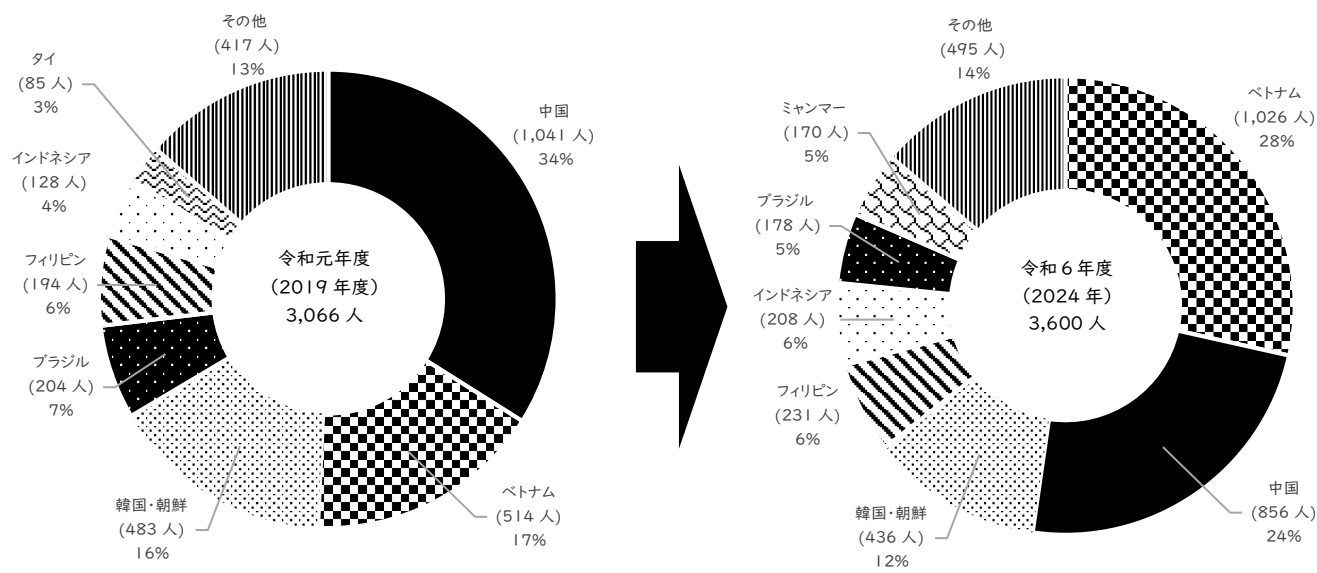
資料：住民基本台帳（各年度3月末時点）

(図3) 日本人・在留外国人の年齢別状況 (令和7年3月末時点)



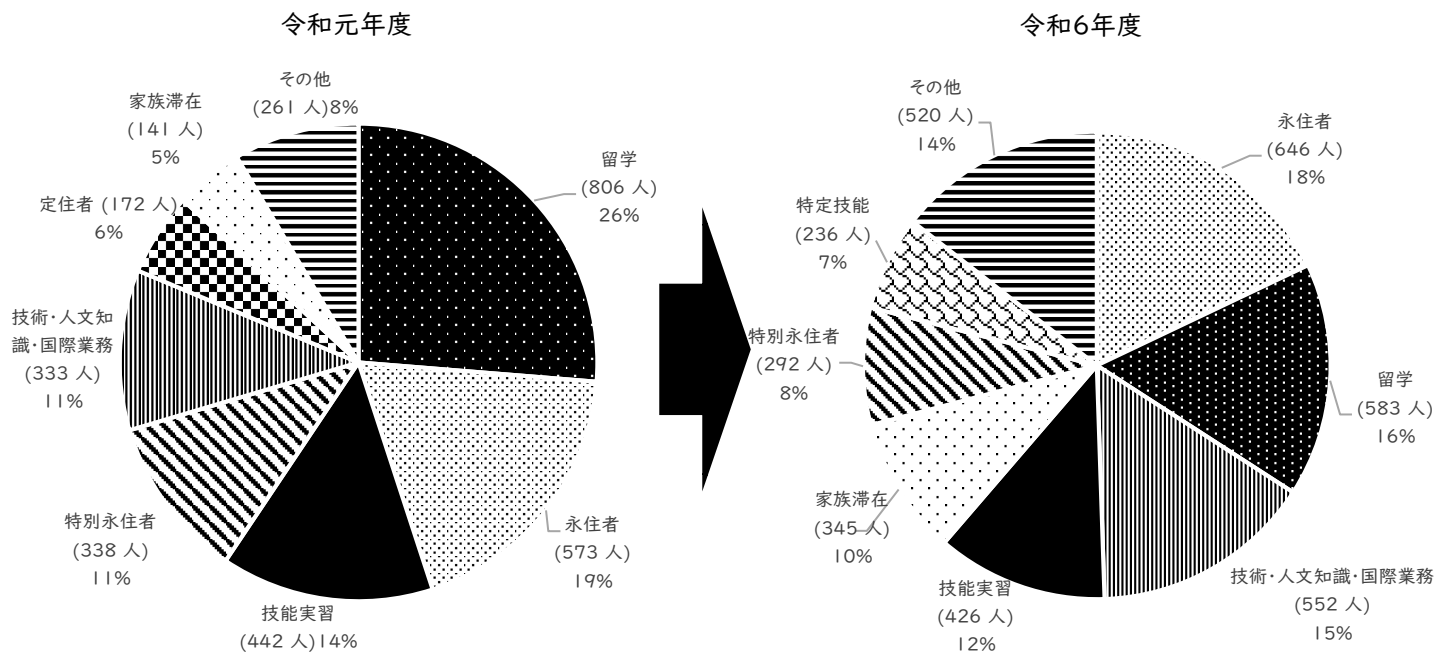
資料：住民基本台帳（令和7年3月末時点）

(図4) 国籍別状況



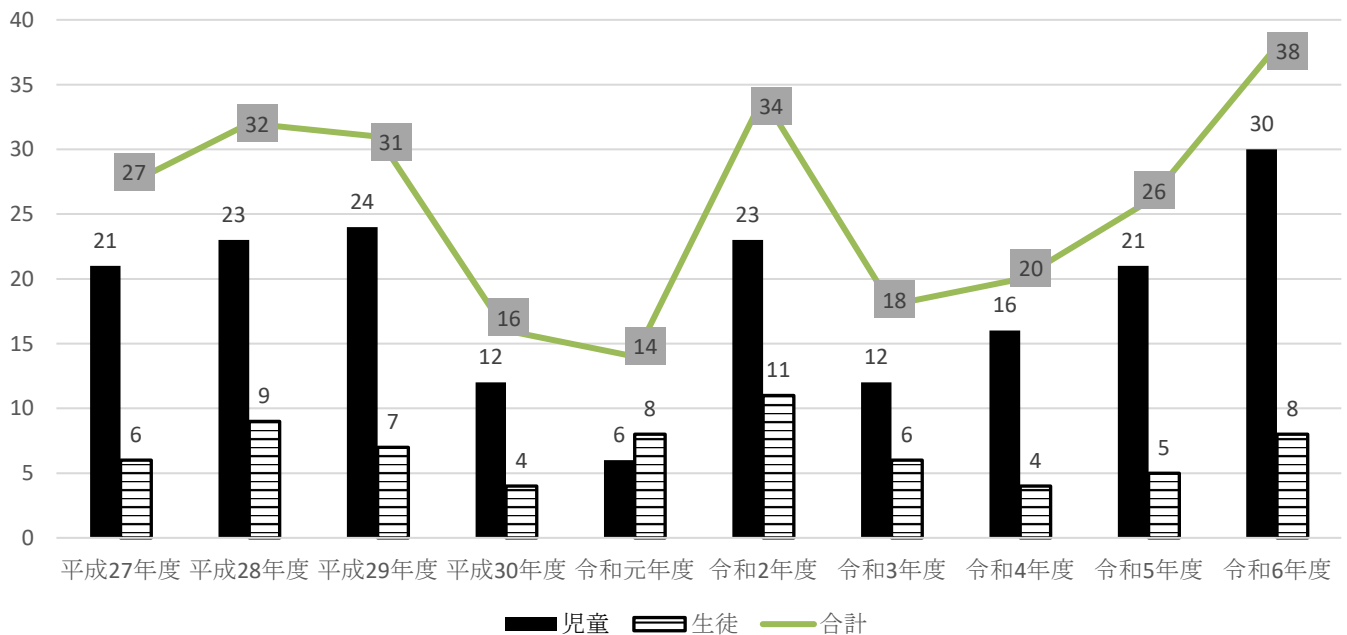
資料：住民基本台帳（各年度3月末時点）

(図5) 在留資格別状況



資料：住民基本台帳（各年度3月末時点）

(図6) 日本語指導が必要な児童生徒数



資料：草津市教育委員会調べ

4 草津市の現状と課題

草津市において、在留外国人は直近5年間で534人（17.4%）増加しており、今後も増加が続くことが見込まれます。国籍別では、直近5年間でベトナムからの在留外国人が増加しており、在留資格別では、「永住者」および「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」の在留資格を有する外国人が増加しています。

こうした中、在留年数にかかわらず、草津市で暮らす外国人が円滑に生活できるよう、引き続き、情報の多言語化ややさしい日本語の活用に加え、行政情報や生活情報の提供を充実させる必要があります。また、外国人住民が社会の構成員として生活し、地域や職場、学校等でコミュニケーションが図れるよう日本語学習希望者への日本語教室の情報提供や情報発信の手法について検討し、さらなる日本語教育の推進に取り組む必要があります。

市内の小中学校においては、日本語指導が必要な外国人児童生徒や外国にルーツを持つ児童生徒数は増加しており、文化的背景の違いや日本語が十分に理解できないことにより、学校での学習内容の理解や学校生活に困難を抱える児童生徒への支援が求められています。学校での学びや生活は将来の進路や就職選択にもつながるため、日本語習得の支援や交流の場の提供など、外国人児童生徒等へのさらなる支援が必要です。また、外国人労働者が増加する中、外国人の就業機会の確保や働きやすい労働環境の整備のため、事業所等において同僚や上司とのコミュニケーションや職場理解のための取組が引き続き必要です。さらに、外国人住民の中には、地震や台風などの自然災害の経験や防災に対する知識が少ない人もいるため、災害時に備えて、外国人住民への防災意識の向上や職員および地域住民への外国人支援方法について、引き続き、普及・啓発に取り組む必要があります。日本の医療・保健・子育て・福祉などの制度については、日本語が十分に理解できないことや出身国との制度の違いにかかわらず、外国人住民が必要とする行政サービスにつながるよう相談体制を整備し、継続的に丁寧な対応が求められています。

今後も外国人住民数の増加が見込まれることから、言語や文化的背景等の違いにかかわらず、外国人住民への理解を深め、互いを尊重できるよう、継続して多文化共生についての意識啓発に取り組むとともに、さらなる地域住民と外国人住民の交流の場の創出が求められています。また、多文化共生にかかるイベントやコミュニティの場に関する情報が多くの人に行き渡るよう情報発信の手法を検討する必要があります。

少子高齢化が進展する中、これからの地域の活性化や推進や急速に発展するグローバル化への対応には、外国人住民の地域社会への参画がより一層求められていくことから、外国人住民が主体的に地域社会に参画し、外国人としての視点や多様性を活かした地域活性化の推進の担い手として活躍できるよう取組を進めていく必要があります。

第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

1 多文化共生のまちづくりの意義

作成中

2 基本理念と体系

(1) 基本理念

外国人住民が増加傾向にあることから、ともに地域で暮らす草津市民が相互理解と多様性を活かし協働することで、これからの多文化共生社会の実現を目指します。

お互いの違いを認め合い 共に支え合う

誰もが幸せを感じる多文化共生のまち 草津

Respect differences and support each other

Kusatsu, a multicultural city where you can live happily

(2) 成果指標と実績目標

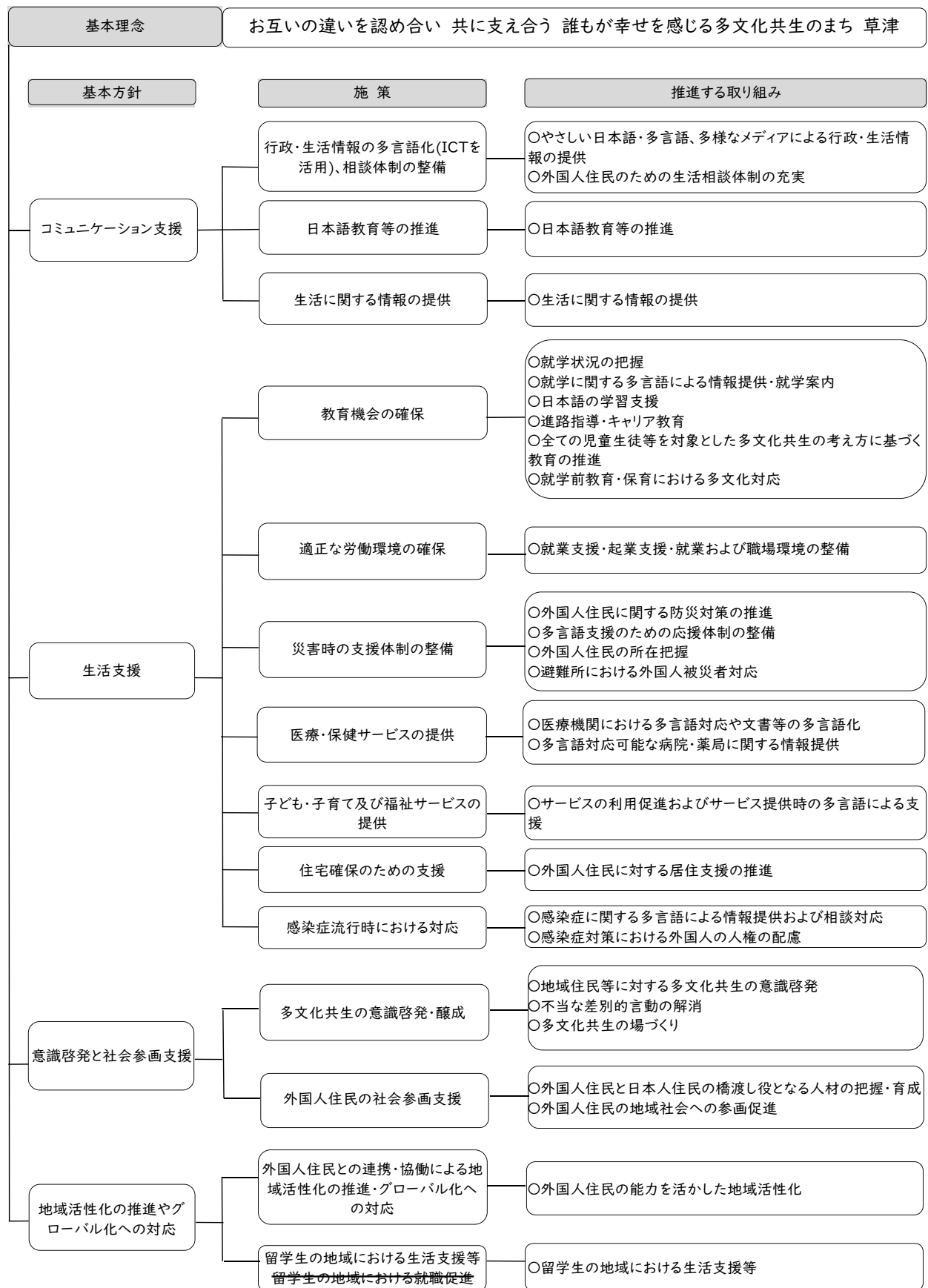
成果指標

項目	令和 6 年度 (2024 年度) 【実績】	令和 12 年度 (2030 年度) 【目標】
「多文化共生社会の構築」に満足している市民の割合 (%)	14.8	

実績目標

項目	令和 6 年度 (2024 年度) 【実績】	令和 12 年度 (2030 年度) 【目標】
「やさしい日本語」に関する研修の受講者数 (人)	459	
多文化共生に関する研修、交流会等の参加者数 (人)	3,042	
行政情報などの SNS での発信の数 (回)		

(3) プランの体系



第4章 多文化共生施策の展開

I コミュニケーション支援

基本目標

様々な国籍の外国人住民に対して適切に行政・生活情報を提供するとともに円滑にコミュニケーションをとれるよう、ICTを活用しながら情報の多言語化およびやさしい日本語の普及・活用を推進します。また、外国人住民が日本で生活する上で必要に日本語を習得できるよう日本語学習の機会を確保します。

【施策】

(1) 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

推進する取組	取組内容	担当課

以下、「4 地域活性化の推進やグローバル化への対応」まで続く

・
・
・

第5章 多文化共生施策の推進

1 それぞれの役割

多文化共生施策は生活全般におよぶ幅広い分野にわたるため、多文化共生を着実に推進していくためには、様々な担い手が、それぞれの役割を果たしつつ、かつ、連携・協働を積極的に図りながら取り組んでいく必要があります。

(1) 市民

国籍にかかわらず、共に地域で暮らす市民として、お互いの違いを理解、尊重するとともに、交流を深め、多文化共生の地域づくりを推進することが求められています。

日本人住民は、外国の文化や生活習慣等の理解に努め、外国人住民が地域社会の担い手として対等な仲間・パートナーとして受け入れるとともに、交流を深めることが求められます。

外国人住民は、地域社会で自立して円滑に生活していくために、必要な日本語の習得と、日本の文化、生活習慣や地域社会のルールについて学習することに努め、地域住民の一員として活躍することが期待されます。

(2) まちづくり協議会・町内会

市では、現在14学区のまちづくり協議会を認定しています。まちづくり協議会は地域まちづくりセンターを拠点に、地域の特性を活かした地域主体のまちづくりを展開しています。町内会等は、市民にとって最も身近な地縁組織で、地域づくりにおける基礎的なコミュニティです。

外国には学区や町内会といった地域コミュニティがない国もあることから、外国人住民に対し、まずは、まちづくり協議会や町内会の役割について理解を得るとともに、町内会等への加入を促進する取組が求められます。また日本人住民と外国人住民の相互理解が図れるよう交流の場を設け、共に地域づくりのパートナーとして、積極的に交流することが求められます。

(3) 市民公益活動団体

多文化共生の取組は、NPO、ボランティア団体、任意団体等の市民公益活動団体の活発な活動に支えられています。各団体が持つノウハウや情報、ネットワーク等、各団体の特色を活かし、地域のニーズを的確に把握しながら活動していくことが求められます。また外国人住民が、日本人住民とともに市民活動の中心となったり、外国人住民同士のネットワークを広げたりすることも期待されます。

(4) 草津市国際交流協会

草津市国際交流協会は、日本語教室等の外国人住民の支援のための活動を通じて、市と市民やまちづくり協議会、各種団体とをつなぐ中間組織としての役割を担っています。

今後も、多言語情報の収集・提供、外国人住民等に対する相談事業、市民公益活動団体の活動支援、多文化共生に関する啓発活動・交流事業やボランティアの育成等幅広い分野での取組の推進を図り、多文化共生の地域づくりの実行しやすい環境づくりに努めることが期待されます。

(5) 教育機関（保育所、幼稚園、こども園、小中学校、高等学校）

教育機関には、子どもの多様な文化への興味や理解を育む機会を増やすことが求められます。令和元年6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、小中学校等においては、外国人児童生徒に対して学びやすい教育環境づくりを進め、その状況に応じた日本語指導や学習支援等を行うことが期待されます。また、外国人住民の子供たちも地域の活性化の担い手となってくれる将来像をイメージして地域と連携していくことも期待されます。市内の高等学校との連携も含め、教育環境の整備、進学、就職に関する支援体制の整備が求められます。

(6) 医療・保健・福祉関係機関

医療機関等の福祉サービスの提供を行っている機関は、外国人住民が安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備が欠かせません。そのために、言語や文化・福祉サービスの違いに配慮を行い、情報提供に努めていくことが期待されます。

(7) 企業

外国人住民を雇用している企業は、労働基準法、労働契約法、最低賃金法、労働安全衛生法等労働関係法令の遵守はもとより、雇用された外国人住民とその家族が安心して暮らせるよう、生活に関するルール等の周知や生活に必要な日本語習得の支援等が求められます。さらに、外国人住民を利用者と捉え、提供するサービスにおける情報のやさしい日本語の使用や、多言語化の推進についての配慮が期待されます。

また、起業意欲のある外国人住民が起業家として活躍できるように、商工会議所等と連携し支援することが期待されます。

(8) 大学

本市に立地する立命館大学等の高等教育機関は、グローバル化を推進し、教育・研究の高度化を図り、魅力ある大学づくりを進めることで、外国人留学生の受入れを促進するとともに、留学生に対し教育研究や生活に対する適切なサポートを充実させていくことが求められます。

また、地域や国際交流協会等と連携し、市民への多文化共生や国際理解教育の推進・啓発、留

学生等によるボランティア活動等、地域の多文化共生推進の取組への参画が期待されています。

さらに、留学生等のグローバル人材の就職支援等の地域定着について、関係団体と連携した積極的な取組が望まれます。

(9) 市

市は、市民サービスを提供する基礎自治体として、外国人住民が日本人住民と同様に行政サービスを楽しむように努め、全ての市民に対して国際理解や多文化共生に関する啓発を図ります。また、多文化共生に取り組む各主体との連携を強化しながら、広域的な課題については、国・県とも連携を図り、一層効果的な多文化共生施策を行う役割を担うとともに、誰もが生きがいをもち、健やかで幸せに暮らし続けられる健幸都市づくりを推進します。

2 推進に向けて

多文化共生社会の実現には、各主体がそれぞれの立場で活動していくと同時に、推進主体同士の連携、協働による活動の促進が必要であり、「多文化共生推進プラン」に基づく取組や施策を計画的かつ総合的に推進するため、まちづくり協働部（まちづくり協働課）が中心となって、関係部局や関係団体と横断的な連携を行いながら、施策を推進します。

プランの進捗管理については、草津市における多文化共生の推進として、国や滋賀県の多文化共生推進プランさらには草津市の地域特性を踏まえ、各種取組および目標値を設定したところであり、これらの取組を推進するため、関係各課と引き続き課題等を共有し、必要に応じて、各種取組状況の把握・点検を行います。